

令和2年5月18日

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について（通達）

危機対策本部長（学長） 瀧口義浩

5月14日の政府の緊急事態宣言解除及び静岡県等地方自治体の発出を受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本学の活動指針（令和2年4月21日、5月7日付発出）に基づき、5月18日以降については、以下の通り一部変更することとします。

解除ではありますが、引き続き8県が特別警戒地域指定となっています。また、「新しい生活様式」の実践要請や、都道府県を越えた移動を控えるなどの注意喚起が行われている中での段階的解除の状況であり、再指定の可能性もあり得ることに十分注意してください。海外では外出禁止解除後に感染が再拡大しています。

皆様には引き続きご不便をお掛けいたしますが、感染防止と安全のためにご協力くださいますようお願いいたします。

記

I 学生教育(授業、研究指導)

危機対策本部の許可を得て、追って教務委員会から通知するものとする。

II 教員・研究活動

体調管理と感染防止に十分留意した上で、業務に支障がないよう、引き続き週のうち2日程度の在宅勤務を維持する。なお、愛知県からの通勤者についても同様の取扱いに変更する。

特定警戒地域・感染拡大注意地域から、或いはその地域をまたいで本学へ通勤する教員については、引き続き5月31日までは在宅勤務とする。

III 事務職員

通常勤務に近い形で在宅勤務を一部緩和する。ただし、引き続き執務室等の分散を図り、3密を避けることとする。

IV 会議・講演会

3密となる会議については、メール会議、オンライン会議のみとする。

V 学生の入講

危機対策本部の許可を得て、追って教務委員会から通知するものとする。

VI 来客・外出

従前通り原則禁止として不要不急の業務については避ける事とし、メール等で対応するものとする。ただし、次についてはその限りではない。

① 来客 今まで通り、浜松市及びその近隣区域（静岡県西部地区）に限り、緊急の必要があり、濃厚接触の疑いや体調不良等がないことが明らかで、かつ学長の許可を得た場合。

② 外出 特定警戒地域・感染拡大注意地域への往来或いはその地域をまたいで移動は避けた上で、緊急の必要があり、かつ学長の許可を得た場合。

なお①②の場合でも、必要最小限の人数（2～3人程度）で、滞在時間も短時間に限るものとする。

VII 期 間

令和2年4月22日（水）～5月31日（日）までとする。

VIII 備 考

上記通達に関わらず、今後も引続き政府や地方自治体等の「新型コロナウイルス感染症」に係る対応及び感染状況等により、学生・教職員にさらなる通達を発出することがあり得る。

<添付>

- ・感染状況に応じた3区分

以上